

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 28 日

狭山市長 小谷野

剛



1 協議の場を設けた区域の範囲

奥富地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 17 日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○経営体数

個人 5 経営体（うち認定農業者 5 経営体）

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

当面は利用権の設定で対応していく。

6 地域農業の将来のあり方

○取組事項 6 次産業化、高付加価値化、新規就農の促進

- ・農産物の高付加価値を図るため、農産加工等を推進する。
- ・新規就農を促進し、地域の中心として育て上げる。
- ・担い手等を中心とした農業生産法人化や受託営農組織化の推進。